

(審査案件第113号)

答 申

第1 審査会の結論

長野県知事が行った後述の第2の2の不訂正決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 令和7年(2025年)1月22日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)に基づき、「面接記事(ケース記録)」(以下「本件公文書」という。)に係る次の(1)及び(2)の趣旨について、別表の「訂正請求の理由」欄に記載の内容により、保有個人情報訂正請求(以下「本件請求」という。)を行った。
 - (1) 本件公文書の「R04/09/07 14:00 長野中央警察署〇〇氏(以下「警察職員A」という。)から電話～」以下同日のすべての記載内容(以下「本件削除要求内容」という。)を削除せよ。
 - (2) 「警察に対する相談記録票」から「令和4年9月8日午前9時からの相談終了後(同日午前11時以降)に長野中央警察署〇〇氏(以下「警察職員B」という。)より電話。東京に住んでいる父から母(長野市在住)が長男を連れ去った件で相談があったと連絡を受けた。」(以下「本件追記要求内容」という。)と追記せよ。
- 2 令和7年3月17日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求について、別表の「調査内容及びその結果」欄に記載の内容及び「訂正しない理由」欄に記載の理由により、保有個人情報を訂正しないとする不訂正決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- 3 令和7年5月14日、審査請求人は、本件実施機関に対し、本件決定の取消しを求めて審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が本件訂正請求の根拠として提出した「警察に対する相談記録票」及

び「警察に対する相談処理票」（以下「相談記録票等」という。）は、警察から開示を受けた文書であるが、本件実施機関が本件決定を行うに当たっては、相談記録票等よりも本件公文書の記録や中央児童相談所（以下「児童相談所」という。）職員（以下「児童相談所職員」という。）の記憶が優先されており、客観的な証拠がない。一方で、相談記録票等は、客観的に事実を証明するものである。

また、本件実施機関は、弁明書において、本件公文書が児童相談所職員の判断で事案の概要を記録するものである旨を主張するが、概要であることを理由に、日時や相談内容が事実と異なることが許容されるというのは不当である。

さらに、本件実施機関は、相談記録票等の信用性を完全に否定しているが、警察は、事件や事故でない限り、事前に行動することはなく、長野中央警察署（以下「警察署」という。）から児童相談所への電話が、審査請求人が警察署に相談した令和4年9月8日より前の令和4年9月7日であるとする本件公文書の記録は、事実でない。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が弁明書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

本件公文書は、正確な内容を記録する議事録とは異なり、児童相談所職員の判断で事案の概要を簡潔に記録するものであり、児童福祉に関する支援を中心に行う児童相談所の役割の下、児童に係る適切な相談援助活動に資するためとする本件公文書の利用目的に照らし、児童相談所職員が不要と判断した内容を記録しないこともある。

また、審査請求人から提出のあった相談記録票等に関しても、警察署職員の判断に基づく記録であると考えられ、審査請求人が主張する内容が事実であることを客観的に判断することができるものではない。

なお、法が訂正請求の対象を「事実」と規定しているところ、審査請求人は、客観的に要否の判断ができない児童相談所職員の所見の訂正を求めており、本件請求は、事実の訂正を求めるものでない。

第5 審査会の判断理由

1 訂正請求について

実施機関の管理する正確でない個人情報によって、誤った行政処分その他の行政行為がなされることによる個人の権利利益侵害を防止するため、法第90条第1項において、「何人も、自己を本人とする保有個人情報（中略）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行

政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。（中略））を請求することができる」とされている。

なお、訂正請求の対象になるのは「事実」であって、「評価」や「判断」には及ばないと考えられる。

2 訂正請求に係る手続について

法第92条において、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」とされており、訂正請求に係る保有個人情報の内容について、行政機関等による調査の結果、事実でないことが判明した場合、当該保有個人情報の利用目的に照らし、その利用目的の範囲内で訂正をしなければならないものと考えられる。

一方、行政機関等による調査の結果、当該保有個人情報の内容が事実であることが判明した場合又は訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がなく、若しくは当該根拠をもってしても、訂正請求者が訂正を求める事柄が事実であるか否か判明しない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないものと考えられる。

3 本件公文書及び相談記録票等について

本件公文書は、審査請求人の子に関する事案について、審査請求人や警察署と児童相談所とで行われたやり取り等、児童相談所が当該事案に対応した内容が記録された文書であると認められる。

本件公文書のうち、争いのある本件削除要求内容は、令和4年9月7日14時に警察署から児童相談所へ電話があった際の警察職員Aと児童相談所職員とのやり取りに関する部分である。本件公文書は、令和6年12月12日付けで審査請求人が行った保有個人情報開示請求に対し、同月26日付けで本件実施機関が一部開示決定したものであり、本件削除要求内容には、当該一部開示決定の際に不開示とされた部分が含まれていることが認められる。

また、審査請求人が訂正請求の根拠として提出した相談記録票等は、長野県警察本部長から開示を受けた文書であるとのことであり、令和4年9月8日に警察職員が児童相談所へ問合せをしたことがうかがえる記録が認められるものの、その一部は、不開示とされており、当該問合せの詳細は不明である。

4 本件請求及び本件決定について

本件削除要求内容は、令和4年9月7日に警察職員Aから児童相談所へ審査請求人の離婚に関して連絡があったとする記録である。

審査請求人は、相談記録票等を根拠に、令和4年9月8日に警察署に相談しており、当該相談日より前の日に警察署から児童相談所に連絡があるとは考えられず、また、警察署に相談したのは「離婚」ではなく、「配偶者が子を連れ去った」こと

であることから、本件削除要求内容を削除し、本件追記要求内容を追記する訂正を求めているものである。

本件実施機関は、本件請求に対して、本件削除要求内容の削除及び本件追記要求内容の追記をすべき事実が認められないことを理由に本件決定を行っていることから、本件決定の妥当性について、以下検討する。

5 本件決定の妥当性について

(1) 訂正請求対象情報該当性について

当審査会において、本件削除要求内容を確認したところ、本件削除要求内容は、不開示部分を含め、単に警察職員Aと児童相談所職員が事案の経過を共有する発言が記録されているに留まり、警察職員A及び児童相談所職員による判断や評価に該当する記録が含まれていないことから、法第90条第1項の訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められる。

(2) 訂正の要否について

ア 本件削除要求内容について

当審査会において、本件削除要求内容のうちの不開示部分に係る記録を確認したところ、本件公文書中に警察署から児童相談所へ問合せが行われた日付が令和4年9月7日であることと矛盾しない記録が認められた。また、本件公文書及び相談記録票等を比較したところ、本件公文書中の令和4年9月7日の警察職員Aと児童相談所職員とのやり取りが、相談記録票等中の令和4年9月8日の警察署職員の児童相談所への問合せと同一であるとは限らないことから、本件削除要求内容に係る日付や記録内容に誤りがあることが明らかであるとは認められない。

イ 本件追記要求内容について

本件公文書は、児童に係る適切な相談援助活動に利用するために児童相談所職員が記録したものであることは理解し得るものである。あらゆる内容を記録するのでなく、児童相談所職員の判断で記録をしない内容もあるとする本件実施機関の主張が特段不合理であるとする理由はない。仮に本件追記要求内容が事実であったとしても、当該内容が記録されていないことをもって、本件公文書に追記すべき不備があるとは認められず、また、本件追記要求内容そのものが相談記録票等に明記されているといった事情もなく、本件追記要求内容が客観的に事実であることが明らかであるとは認められない。

6 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

7 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和7年（2025年） 7月25日 諮問
 令和8年（2026年） 1月28日 審査請求人及び本件実施機関からの意見聴取並びに審議
 3月16日 審議終結

(別表)

訂正請求の趣旨	訂正請求の理由	調査内容及びその結果	訂正しない理由
中央児童相談所の「面接記事」の「R04/09/07 14:00 長野中央警察署〇〇氏から電話～」以下同日のすべての記載内容を削除せよ。	「警察に対する相談記録票」が事実であり、日・時間・相談内容等事実でないことが多く、訂正で済まないほど多岐に渡る為	【ア】中央児童相談所の作成した「面接記事」の精査 請求対象の「面接記事」を確認したが、請求者が主張する日時に警察から中央児童相談所への問い合わせの記載は認められなかった。また、「面接記事」の内、請求者へ不開示とした部分について確認した。	請求者の申し立てた内容及び理由を受け、左記のとおり調査したところ、当該記録の記載内容について、誤りは認められず、削除又は追記すべき事実や理由は認められないため。
「警察に対する相談記録票」から「令和4年9月8日午前9時からの相談終了後（同日午前11時以降）に長野中央警察署〇〇氏より電話。東京に住んでいる父から母（長野市在住）が長男を連れ去った件で相談があったと連絡を受けた。」と追記せよ。	「警察に対する相談記録票」が事実だから	結果：問い合わせが行われたのは、請求者が警察へ相談した日の前日（令和4年9月7日）であることを確認できる内容の記載が認められた。 【イ】「警察に対する相談記録票」の記載事実等に関する調査 令和7年2月21日、長野中央警察署生活安全課へ警察が中央児童相談所へ問い合わせた日時等を調査し、以下のような回答を得た。	

よ		<p>問1：令和4年9月8日の「警察に対する相談記録票」における「本件について、中央児童相談所へ把握事項を問い合わせた」との記載に関して、対応した署員及び問い合わせた日時について教えていただきたい。</p> <p>答1：対応した署員氏名及び問い合わせた日時に関する記載はない。</p> <p>問2：「警察に対する相談記録票」の内、請求者に対して不開示とした部分の記載内容について可能な範囲で教えていただきたい。</p> <p>答2：警察からの問い合わせに対し、中央児童相談所が回答した内容等が記載されている。なお、請求者との面接内容について、警察から中央児童相談所へ報告した事実の記載はない。</p> <p>問3：請求者又は中央児童相談所の証言を裏付ける目的で、当時の着信履歴等の記録があれば確認をお願いしたい。</p> <p>答3：当時の記録は現存していない。</p> <p>結果：上記の問1及び問3の回答内容から、「警察に対する相談記録票」は、「面接記事」の記載内容を誤りとするを立証するに足りるとは認められない。また、問2の</p>	
---	--	---	--

		<p>回答内容から、令和4年9月7日に警察が中央児童相談所から得た回答の内容は、「警察に対する相談記録票」と「面接記事」との間に食い違いは認められない。</p> <p>【ウ】 当時の担当である元中央児童相談所職員への調査</p> <p>令和7年2月21日、当時の担当である〇〇へ問い合わせ、令和4年9月8日、長野中央警察署から請求者との面談事実及びその内容の報告を受けたか否かを確認したところ、「面接記事に記載する必要があるような報告を受けた記憶はない。」と述べた。</p> <p>結果：令和4年9月8日に警察から児童相談所へ問い合わせや請求者との面接の結果の報告が行われた事実は認められない。</p>	
--	--	--	--